

3. ばれいしょ加工適性研究会設置要領

ばれいしょ加工適性研究会設置要領

平成15年8月21日

最終改正 平成29年9月 1日

1. 名称

この研究会の名称は「ばれいしょ加工適性研究会」（以下「研究会」）とする。

2. 目的

この研究会は、食品加工メーカー等の実需者、育種研究者及び関係機関が参画し、加工用途毎の特性に着目した適性品種の開発の加速化を図ることを目的とする。

3. 事業内容

(1) 研究会の開催

研究会は、毎年1～2回開催し、試験結果の報告・検討を行う。

(2) 加工適性試験の実施

加工適性試験はテストキッチン（予備試験・本試験）及びライン試験を行う。

(3) 対象とする用途

対象とする用途は、当面、サラダ、チルド、レトルト、冷凍食品（コロッケ）、フレンチフライ、ポテトチップとする。

(4) 栽培試験の実施

公益財団法人日本特産農作物種苗協会ほ場において栽培試験を実施する。

(5) 加工用ばれいしょに関する情報の収集及び発信

加工適性試験及び栽培試験等によって得られた知見は、事務局にて冊子等にとりまとめ、広く一般に公開する。

4. 供試系統の取り扱い（種苗法関係）

加工適性試験及び栽培試験等に供試する系統は、種苗法に基づく品種登録出願を予定している系統であるが、種苗法では、出願品種の種苗又は収穫物が出願の日から1年さかのぼった日前に業として譲渡されていた場合には、試験研究のためのものである場合等を除き、品種登録できないとされている。

このため、栽培試験に供試する系統の種苗は当該目的のみに使用し、第三者に譲渡することのないよう、十分注意するものとする。また、栽培試験に供した系統の収穫物の処分は、当該供試系統の育成責任者（以下、「育成者」）の指示に従うとともに、加工適性試験に供した系統は全量加工適性試験に使用するものとする。

5. 試験に供試するばれいしょの取扱い（植物防疫法関係）

栽培試験に供試するばれいしょは、栽培時における病害虫のまん延を防止する観点から、独立行政法人種苗管理センターが配布する調査用種苗を使用するものとする。

加工適性試験に供試するばれいしょは、育成者が配布する試験用ばれいしょ及び栽培試験によって得られた収穫物を使用するが、当該ばれいしょは、植物防疫法に基づく種馬鈴しょ検査を受けていないことから、加工適性試験を実施する者は、配布を受けたばれいしょが種いもとして使用されないよう適正に管理するものとする。

る。

なお、試験に供試するばれいしょの全ては、育成者に所有権が存在するので、研究会参加者は、試験に供試するばれいしょの取扱いについて注意願いたい。

6. 独立行政法人種苗管理センターへの調査用種苗配布申請

供試系統の所有権を明確化するため、栽培試験に供試する調査用種苗の独立行政法人種苗管理センターへの配布申請は、育成者所属する試験研究機関等の長が行うこととし、公益財団法人日本特産農作物種苗協会は、育成者の指示に従って調査用種苗を受領するものとする。

7. 委員

(1) 研究会は、実需者、試験研究機関、生産者団体、独立行政法人種苗管理センター、公益財団法人日本特産農作物種苗協会をもって構成する。

(2) 委員の委嘱については事務局が行い、任期は2年とするが、再任は妨げない。

(3) 構成委員

津山 睦生 (カルビーポテト株式会社 馬鈴薯研究所)

足立 紘朗 (カルビー株式会社 研究開発本部)

芝野 宏 ((株)湖池屋 原料部)

吉岡 辰哉 ((株)北海道フーズ 開発部)

一條 裕二 (サンマルコ食品株式会社 マーケティング本部)

西田 毅 (ケンコーマヨネーズ株式会社 商品開発部門サラダ研究所)

中村 広志 (デリア食品株式会社 原資材調達部)

渡邊 雄介 (北海道新進アグリフーズ株式会社 開発室)

田宮 誠司 (国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
北海道農業研究センター 畑作物開発利用研究領域)

大波 正寿 (地方独立行政法人 北海道立総合研究機構農業研究本部
北見農業試験場研究部作物育種グループ)

坂本 悠 (長崎県農林技術開発センター 馬鈴薯研究室)

川口 武泰 (ホクレン農業総合研究所 作物生産研究部畑作物開発課)

古谷 尚紀 ((国研)農研機構 種苗管理センター 生産連携部)

中川 雅俊 (北海道馬鈴しょの安定供給に関する検討会事務局
(北海道農政部生産振興局農産振興課))

8. 研究会の運営

(1) 研究会は、必要に応じ関係機関・団体等の意見等を聴取することができる。

(2) 研究会の事務局は、公益財団法人日本特産農作物種苗協会に置くものとする。